## 清川村保健福祉センター使用申請書(兼許可書)

年 月 日

清 丿	7	村 :	長	殿

申請者	住	所			
	氏	名			

連絡先(電話)

使	用	日	時			年 は2カ	月 日( ) 時 分~ 時 分
使	用	寸	体	名		称	
使	Л	गि	74	登	録番	号	※登録証の番号を記入します。
責	任者	<b></b> 氏	名				※使用当日に参加される責任者氏名 を必ず記載してください。
使	用	目	的				
				やま	1 階	(1)	機能訓練室 (2) 休憩室 (3) 健康学習室
使	用	施	設	びこ館	2 階		多目的集会室(1.2.3) (5) 母子保健室 栄養学習室(調理) (7) 栄養指導室
(希望する部屋の番号 に○印を付ける)			ひまわり館	2 階	(8)	会議室	
使	用	人	数				人 ( )

## 備考

- ※使用できる時間は、午前8時30分から午後10時まで。ただし、村事業や行事などの時 は利用を調整することがあります。
- ※使用条件 ①使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
  - ②許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
  - ③許可を受けた目的以外に使用しないこと。
  - ④使用後は、使用場所の整理整頓、清掃を行うこと。保健福祉センターは全館 禁煙です。栄養指導室のガス器具の使用は安全に十分注意してください。
  - ⑤閉庁時に使用の際は、庁舎1階日直室の職員(警備員)に許可書を提示し、 終了後は終了の旨を伝えてください。

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

清川村長 岩澤吉美

(公印省略)

裁	決	課	長	(副)主 幹	主	任	合	議		受付・
裁										
	裁									

受付・承認印

注:この許可書が交付された時点で、使用施設の予約が完了となります。

## 栄養学習室・栄養指導室 使用チェックリスト

★使用後にかならずチェックし、保健福祉課窓口まで提出をお願いします。皆できれいに使いましょう。

※複数日ある場合、その都度提出をお願いします。↓↓

日時	/	/	/	/
団体名				
	チェック 〇	チェック 〇	チェック 〇	チェック 〇
【 I 】片付け (①~④できていたらチェックに〇)				
①調理器具は調理台ごと、食器は所定の場所にしまう				
②冷蔵庫・冷凍庫に余った食材を入れない(調味料以外)				
③ゴミは分別して捨てる(ダンボールは持ち帰る)				
④調理器具、食器等の破損なし (あった場合は必ず申告)				
【Ⅱ】清掃(⑤~⑨できていたらチェックに〇)				
⑤床の拭き・掃き掃除、掃除機(ゴミ、粉、水分はないか)				
⑥調理台をきれいに拭く				
⑦流しをきれいに掃除(排水溝のごみも処理)				
⑧コンロをきれいに掃除				
<b>⑨ふきん、台ふきんはきれいに洗って干す</b>				
【皿】戸締まり(⑩~⑯できていたらチェックに〇)				
⑪ガスの元栓を締める				
⑪窓は施錠し、ブラインドを閉める				
⑫電子レンジのコンセントを抜く				
⑬空調(冷暖房)はOFFにする				
<sup></sup> M 給湯器はOFFにする				
15換気扇は止める				
16スリッパは所定の場所にしまう (汚れは拭く)				
使用団体チェック責任者サイン				
保健福祉課受付(閉庁日は宿直室に提出して下さい)				